

大田区SDGs認定制度 申請の手引き



令和7年3月
大田区

大田区SDGs認定制度
申請の手引き

目 次

1. 大田区SDGs認定制度の概要	1
(1)大田区SDGs認定制度の種類と目的	1
(2)認定によるメリット.....	1
(3)申請の対象	2
2. 制度の申請.....	2
(1)認定までの流れ	2
(2)申請期間	2
(3)申請方法	3
(4)記入方法等.....	4
(5)認定基準	6
(6)認定の有効期間.....	6
(7)区HP等での公開.....	6
(8)認定後の活動報告(SDGs おおたゴールドスカイパートナーのみ).....	7
3. 登録内容の変更	7
4. 認定の辞退.....	7
5. 認定の更新.....	8
6. 参考.....	8
(1)SDGs(持続可能な開発目標)とは?	8
(2)SDGs未来都市大田区の取組	10

【お問い合わせ先】

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所 企画課 政策・企画担当(SDGs)

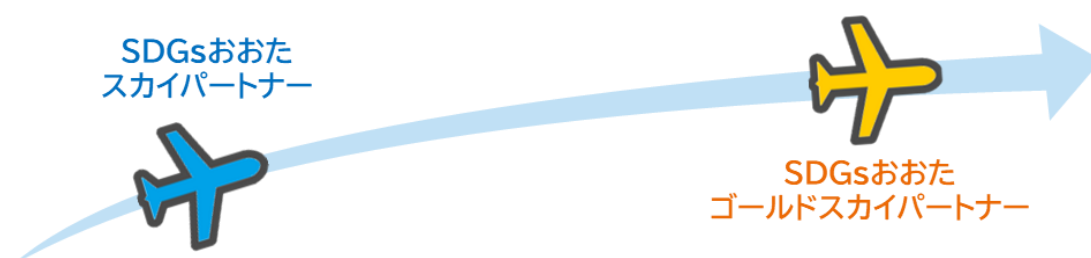
TEL: 03-5744-1538

メールアドレス: sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp

1. 大田区SDGs認定制度の概要

(1)大田区SDGs認定制度の種類と目的

- ・大田区SDGs認定制度は、「SDGsおおたスカイパートナー」と「SDGsおおたゴールドスカイパートナー」の2段階の認定制度となっています。



- ・「SDGsおおたスカイパートナー」制度は、SDGsの達成に向けて取り組む区内事業者を認定する制度です。
- ・一方、「SDGsおおたゴールドスカイパートナー」制度は、より積極的にSDGsに取り組む区内事業者を認定し、支援する制度です。
- ・「SDGsおおたスカイパートナー」を経ずに「SDGsおおたゴールドスカイパートナー」を申請することも可能です。
- ・認定により、事業者の認知度向上による事業・活動機会の拡大や地域経済の活性化、事業者の更なるSDGs推進につながります。

(2)認定によるメリット

- ・①、②はSDGsおおたスカイパートナー、SDGsおおたゴールドスカイパートナー共通です。
- ・③はSDGsおおたゴールドスカイパートナーのみ対象となります。

①認定証の交付

- ・認定に応じ、SDGsおおたスカイパートナーまたはSDGsおおたゴールドスカイパートナーの認定証を交付します。

②大田区による積極的なPR

- ・区ホームページ等にて、認定事業者の事業者名、事業者ロゴ、SDGsおおたスカイパートナー宣言書、SDGsおおたゴールドスカイパートナー宣言書等の紹介を行います。事業者の認知度向上・イメージアップによる事業機会の拡大等が期待できます。

③インセンティブの付与(SDGsおたゴールドスカイパートナーのみ)

・SDGsおたゴールドスカイパートナーに認定されると、以下の支援を受けることができます。

- 「大田区公民連携SDGsプラットフォーム^{※1}」との連携
- 「総合評価落札方式」の加点
- 区中小企業融資あっせん制度「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」の限度額拡大^{※2}
⇒認定により限度額が1,000万円→2,000万円に拡大します。
- きらぼし銀行「SDGsおたゴールドスカイパートナー応援ローン」の利用
⇒1年目については、所定の融資利率より0.1%優遇した固定金利を適用できます。
※優遇期間経過後は、所定の変動金利が適用されます。
※商品内容については、きらぼし銀行の融資窓口または担当者にお問い合わせください。
※きらぼし銀行所定の審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので予めご了承ください。

※1：https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/kouminrenkei/sdgs_platform/index.html

※2：<https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/yushi/keiei/ondanka-taisaku-suishin-shien.html>

(3)申請の対象

- ・大田区内に本社(本店)、支社(支店)、営業所等を有し、区内において事業活動を行う法人、個人事業主または団体
 - ・税金の滞納がない、各種法令に違反していない等、認定事業者として適当であること
- ※認定後に認定事業者として適当でないと認められる事実がある時には、認定を取り消すことがあります。

2. 制度の申請

(1)認定までの流れ

- ① 区に申請書類を提出 (令和7年4月7日～令和7年5月30日)
- ② 区による申請書類の確認 (令和7年4月～令和7年6月)
※内容の確認のため、区が電話やメールでご連絡をする場合があります。
- ③ 審査結果のご連絡 (令和7年6月)
- ④ 認定証送付 (令和7年7月)

(2)申請期間

- ・令和7年4月7日から令和7年5月30日まで

(3)申請方法

- ・区ホームページから各制度の申請に必要な書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、申請フォームから申請してください。
- ・提出書類は Word または Excel のまま、形式を変更せずに提出してください。
- ・事業者ロゴは、JPG、JPEG、PNG のいずれかの形式で申請フォームから提出してください。(提出は任意です。)

申請書等様式:

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/SDGs/partner/boshu.html



▲申請書等様式
(大田区 HP)

①SDGsおおたスカイパートナー制度の申請

提出書類	
1	大田区SDGs認定制度申請書(第1号様式)
2	SDGsおおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)

SDGsおおたスカイパートナー申請フォーム:

<https://logoform.jp/form/8BrJ/908888>



▲スカイパートナー
申請フォーム

②SDGsおおたゴールドスカイパートナー制度の申請

提出書類	
1	大田区SDGs認定制度申請書(第1号様式)
2	SDGsおおたゴールドスカイパートナー宣言書(第3号様式)
3	SDGsおおたゴールドスカイパートナー認定要件チェックリスト(第4号様式)

SDGsおおたゴールドスカイパートナー申請フォーム:

<https://logoform.jp/form/8BrJ/909013>



▲ゴールドスカイパートナー
申請フォーム

(4)記入方法等

①大田区SDGs認定制度申請書(第1号様式)

- ・申請者の基礎情報を確認する様式です。
- ・SDGsおおたスカイパートナー制度、SDGsおおたゴールドスカイパートナー制度共通で必要となります。該当する【申請区分】にチェックをしてください。
- ・事業者概要など、必要事項をご記載ください。
- ・「3 提出書類」について、全ての書類が揃っているかチェックしてください。
- ・「5 その他」の項目について、全てにチェックできることを確認してください。チェックできない項目が1つでもある場合は、申請を受理することができません。

②SDGsおおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)

- ・SDGsおおたスカイパートナー制度の申請用の様式です。
- ・SDGsの達成に向けて、申請者のこれまでの取組・これからの取組等について確認します。

i. 事業者情報

- ・事業者名等、必要事項をご記載ください。
- ・ホームページURL、事業者ロゴは任意です。

ii. 事業者としての2030年のあるべき姿

- ・自社の「事業者としての2030年のあるべき姿」を記載してください。
- ・SDGsは2030年までに目指す、世界の「あるべき姿」を示しています。将来の「あるべき姿」から逆算して、「今何をすべきか」を考えることが大切です。
- ・「事業者としての2030年のあるべき姿」から、「今何をすべきか」、「そのために何が必要なのか」を考えてみてください。

iii. これまでに取り組んでいる・これから取り組みたいSDGs17のゴール・目標

- ・SDGsの達成に向けて、既に取り組んでいるゴール・目標に「○」、今後取り組みたいと考えているゴール・目標に「●」を記入してください。
- ・1つのゴール・目標の中で、既に行っている取組に加えて、新たな取組を今後行う予定の場合には、○と●を両方記入してください。

iv. 目標の達成に向けた取組内容等

- ・SDGsの達成に向けて、これまでに取り組んでいる取組を洗い出し、その取組に関連するゴールの番号と具体的な取組内容(概要)を記載してください。
- ・1つの取組に対して、関連するゴールは1つとは限りません。取組に関連するゴールの番号は全て記載してください。

- ・また、iiの「事業者としての2030年のあるべき姿」やiiiの「今後取り組みたいと考えているゴール・目標」として選択したゴール等を踏まえ、これから行いたい取組について、具体的な内容を記載してください。これまでの取組の継続でも構いませんが、できる限り新しい取組や取組の発展が期待できる内容としてください。
- ・iiiで○をご記入いただいたゴール・目標については「これまでの取組内容」を、●をご記入いただいたゴール・目標については「これからの取組内容」を記載してください。
- ・記載欄が足りない場合は、必要に応じて追加してください。

③SDGsおたゴールドスカイパートナー宣言書(第3号様式)

- ・SDGsおたゴールドスカイパートナー制度の申請用の様式です。
- ・SDGsの達成に向けて、申請者のこれまでの取組・これからの取組等について確認します。

i. 事業者情報

ii. 事業者としての2030年のあるべき姿

iii. これまでに取り組んでいる・これから取り組みたいSDGs17のゴール・目標

- ・②SDGsおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)を参照してください。(P6)

iv. 目標の達成に向けた重点的な取組内容等

- ・iiの「事業者としての2030年のあるべき姿」やiiiで「今後取り組みたいと考えているゴール・目標」として選択したゴール等を踏まえ、今後、特に力を入れたい取組について、具体的な内容を3つ記載してください。これまでの取組の継続でも構いませんが、できる限り新しい取組や取組の発展が期待できる内容としてください。記載にあたり、SDGsおたゴールドスカイパートナー認定要件チェックリストの記載内容を参考にさせていただいても構いません。
- ・また、経済・社会・環境の3つの分野のうち、その取組が該当する分野にチェック(複数選択可)をつけるとともに、関連するSDGsのゴール・目標の数字を【メイン】、【サブ】に分けて記載してください。
- ・1つの取組に対して、関連するゴールは1つとは限りません。取組に関連するゴールの番号は全て記載してください。

v. 進捗報告

- ・申請時の記載は不要です。
- ・認定後、年度ごとにivの「目標の達成に向けた重点的な取組内容等」に記載した取組等について、前年度の進捗状況を記載し、区に提出していただきます。
- ・報告の提出時期については改めて対象事業者にお知らせします。

④SDGsおおたゴールドスカイパートナー認定要件チェックリスト(第4号様式)

- ・SDGsおおたゴールドスカイパートナー制度の申請用の様式です。経済・社会・環境の3つの分野の計25個のチェック項目により、申請者の取組状況を確認します。
- ・様式最上段の「従業員・構成員の有無」について、「あり」または「なし」を最初に選択してください。従業員・構成員が「なし」の場合は、回答不要の項目がグレーアウトします。
- ・各チェック項目について、右端の「チェック」欄で、対応済みの項目には「○」、未対応の項目には「×」を選択してください。該当するかの判断は、「事例等補足事項」の内容を参考に、確実に該当していると判断できる場合のみ、「○」を選択してください。
- ・チェック後、様式最下段の合計点、各分野別の点数を確認し、右側の「認定要件」が全て「○」になっているかを確認してください。認定要件が全て「○」になっていない場合は、申請を受理することができません。

【認定要件チェックリストの認定基準】

- ・チェックリスト合計点数:60点以上(従業員なしの場合、48点以上)
 - ・経済・社会・環境分野の点数:各8点以上(従業員なしの場合、社会分野は4点以上)
 - ・優工場へ認定されている場合には、合計点に20点加点します。
- ※1項目4点です。

(5)認定基準

①SDGsおおたスカイパートナー

- ・SDGsおおたスカイパートナーは、申請要件を満たした区内事業者を認定します。

②SDGsおおたゴールドスカイパートナー

- ・SDGsおおたゴールドスカイパートナーは、申請要件と認定要件チェックリストの認定基準を満たした区内事業者を認定します。

(6)認定の有効期間

- ・認定の有効期間は、認定日から3年間です。
- 今回の募集では、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとなります。
- ・認定事業者に対し、事業者名・認定期間を記載した「SDGsおおたスカイパートナー認定証」または「SDGsおおたゴールドスカイパートナー認定証」を交付します。

(7)区HP等での公開

- ・認定事業者については、業種、事業者名、事業者ロゴ、SDGsおおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)、SDGsおおたゴールドスカイパートナー宣言書(第3号様式)等を区ホームページにて公開します。

(8)認定後の活動報告(SDGs おおたゴールドスカイパートナーのみ)

- ・SDGsおおたゴールドスカイパートナーは、年度ごとに前年度に行ったSDGsの取組等について、「SDGsおおたゴールドスカイパートナー宣言書(第3号様式)」に進捗報告を記載し、区に提出してください。
- ・報告の提出時期については改めて対象事業者にお知らせします。

3. 登録内容の変更

- ・認定期間内に事業者名や代表者名等に変更があった場合は、以下の書類を区ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにて届け出てください。

申請書等様式:

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/SDGs/partner/boshu.html

メールアドレス:sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp



▲申請書等様式
(大田区 HP)

提出書類	
1	大田区SDGs認定制度変更届出書(第7号様式)
2	申請時に提出した書類のうち、変更があった書類

4. 認定の辞退

- ・認定後に、申請要件を満たさなくなった場合や認定の辞退を希望される場合は、以下の書類を区ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにて届け出てください。また、SDGsおおたスカイパートナー認定証またはSDGsおおたゴールドスカイパートナー認定証を返還してください。

申請書等様式:

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/SDGs/partner/boshu.html

メールアドレス:sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp



▲申請書等様式
(大田区 HP)

提出書類	
1	大田区SDGs認定制度辞退届出書(第8号様式)

5. 認定の更新








- ・認定の有効期間の満了時に、認定の更新をすることができます。詳細なスケジュールは、今後、区ホームページ等でお知らせします。
- ・更新の際は、区ホームページを確認して必要書類をご準備いただき、申請フォームから申請をお願いいたします。

6. 参考

(1)SDGs(持続可能な開発目標)とは？

- ・平成27年(2015年)に国連で採択された「2030アジェンダ」に掲げられた、国際社会全体で取り組むべき世界共通の目標です。
- ・SDGsでは「誰一人取り残さない」ことをキーワードに、国や自治体、事業者、区民など全てのステークホルダーが役割を担い、SDGsに掲げられた17のゴールと169のターゲットの達成を目指して取り組むことが求められています。

【SDGsの17のゴール】

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1:貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2:飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3:すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4:質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5:ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6:安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>

 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>目標8:働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>目標9:産業と技術革新の基盤を作ろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等を なくそう</p>	<p>目標10:人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>目標11:住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12:つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>目標13:気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを まもり</p>	<p>目標14:海の豊かさをまもり 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも まもり</p>	<p>目標15:陸の豊かさもまもり 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>目標16:平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	<p>目標17:パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>

出典:「持続可能な開発のための2030アジェンダ」外務省仮訳

※SDGsでは、上記の17のゴールに紐づいた具体的な目標として、169のターゲットも設定されています。取組の洗い出しの際の参考にしてください。

(2)SDGs未来都市大田区の取組

- ・大田区はSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度（2023年度）の「SDGs未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されています。
- ・区のSDGs達成に向けた計画書である「大田区SDGs未来都市計画」では、区の2030年のあるべき姿として「羽田から未来へはばたく おおたSDGs未来都市の実現→ ~新産業と匠の技が融合するイノベーションモデル都市~」を掲げており、実現に向けた様々な取組を行っています。

大田区SDGs未来都市計画:

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/SDGs/plan/miraitoshikeikaku.html



▲大田区 SDGs
未来都市計画

【2030年のあるべき姿】

